

令和6年 第5回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年5月9日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和6年5月9日(木) 午後1時23分		
	閉 議	令和6年5月9日(木) 午後1時48分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田 三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園 徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課係長	大串 美千子
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第4回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室
運営委員会委員の委嘱について）

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委
嘱について）

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会
委員の委嘱について）

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（時津町B&G海洋センタ
ー運営委員会委員の委嘱について）

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委
員の委嘱について）

議案第23号 学校教育相談員の設置等に関する要綱及び学校経営指導員の設置
等に関する要綱の一部を改正する告示

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第5回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第4回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第4回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第4回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和6年4月19日から令和6年5月7日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第18号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

それでは、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、10名の方について教育委員会の承認をいただくものです。

今回、ご承認をいただく委員につきましては、別紙名簿のとおりです。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

新しく委員となられた方がいらっしゃいますか。

○ 大工園社会教育課長

委員名簿7番の「林田 和樹」さんと、「8番水田 美樹」さんが、新しい委員となります。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第19号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

それでは、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町社会教育委員につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、すでに9名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、学校教育関係者（小中学校長代表）の委員1名に異動があったため、残任期間となる令和6年4月1日から令和7年3月31日までを新たな方に委嘱するにあたりまして、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第19号、専決処分の承認を求めることについて（時津町社会教育委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第20号、専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第20号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第20号、専決処分の承認を求めることについて（時津町公民館運営審議会委員の委

嘱について) ご説明いたします。

先ほどの議案第19号と同様、時津町公民館運営審議会委員につきましても、令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、すでに9名の委員について、教育委員会の承認をいただいております。

今回、学校教育関係者(小中学校長代表)の委員1名に異動があったため、残任期間となる令和6年4月1日から令和7年3月31日までを新たな方に委嘱するにあたりまして、時津町教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定により、4月1日に専決処分したため、同条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、専決処分について教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第20号、専決処分の承認を求めることについて(時津町公民館運営審議会委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第21号、専決処分の承認を求めることについて(時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第21号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第21号、専決処分の承認を求めることについて(時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について)を、ご説明いたします。

本議案は、時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について、専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

時津町B&G海洋センター運営委員会委員につきましては、同運営委員会規則により、令和5年4月1日から2年間を任期として、町スポーツ協会をはじめ町内各種団体から推薦さ

れた委員 9 名で組織することとなっております。

このうち、町内中学校長代表の委員および町内 P T A 連合会代表の委員が本年 4 月に異動と改選があり、後任につきまして推薦書が提出されましたので、専決処分を行ったものでございます。

今回、専決処分の承認を求める委員につきましては、別紙専決処分書をご覧いただきたいと思っております。

番号が 1 番の町内中学校長代表「山本 将司（やまもと まさし）さん 鳴北中学校校長」、次に番号が 2 番の町内 P T A 連合会代表「山北 哲也（やまきた てつや）さん」でございます。

任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から残任期間となります令和 7 年 3 月 3 1 日までとなります。

以上で、議案第 2 1 号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 2 1 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 2 1 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町 B & G 海洋センター運営委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第 2 2 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第 2 2 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第 2 2 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）ご説明いたします。

本件の時津町就学支援委員会委員につきましては、令和 6 年 3 月 3 1 日の任期満了に伴い、令和 6 年 4 月 1 日で新たに委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありま

せんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものであります。

資料「令和6年度 時津町就学支援委員会」の一覧をご覧ください。

森 秀樹氏他19名の方に、令和6年4月1日から令和7年3月31日を任期として委員を委嘱いたすものです。

今回の委嘱にあたりましては、6名の方を新たに選任いたしております。

新たに選任されたのは、時津町就学支援委員会条例第3条第2項第1号委員の「学識経験者」として、長崎県立時和特別支援学校校長 高谷 康文（たかたに やすふみ）氏。

時津町就学支援委員会条例第3条第2項第3号委員の「町立小中学校関係者」として、鳴北中学校校長 山本 将司（やまもと まさし）氏、時津小学校特別支援教育コーディネーター 中島 亜沙美（なかしま あさみ）氏、時津北小学校特別支援教育コーディネーター 鳥山 伸子（とりやま のぶこ）氏、時津中学校特別支援教育コーディネーター 宮本 侑加（みやもと ゆうか）氏、鳴北中学校特別支援教育コーディネーター 浦本 華蓮（うらもと かれん）氏以上の方々でございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

下の事務局についても説明をお願いします。

○ 廣瀬学校教育課長

令和6年4月1日付の人事異動に伴い、5・6・7番の3名が事務局職員新規加入となっております。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第22号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第23号 学校教育相談員の設置等に関する要綱及び学校経営指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第23号、学校教育相談員の設置等に関する要綱及び学校経営指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第23号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第23号、学校教育相談員の設置等に関する要綱及び学校経営指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

本案は、今回の人事異動に伴う学校教育課における事務分掌の見直しを行い、学校教育相談員及び学校経営指導員の職務について、改正を行うものです。

資料3ページをご覧ください。

学校教育相談員の設置等に関する要綱の第6条（職務）の(1)保護者、保育園及び幼稚園等からの就学相談の受付に関する事。の「就学相談の受付に関する事。」を「就学相談に関する事。」に、(2)児童等の就学適応に関する調査及び記録管理に関する事。の「調査及び記録管理に関する事。」を「訪問調査、助言及び記録管理に関する事。」に、「(3)特別支援教育に関する指導内容や方法について助言を行う事。」を「(3)特別支援教育に関する学校との連絡調整及び就学支援委員会に関する事。」に改めております。

資料4ページをご覧ください。

学校教育相談員の設置等に関する要綱の第6条（職務）の「(2)校長会、教頭会に関する事。」を、「(2)学校における学校給食の指導及び運営に関する事。」に、「(3)教職員の人事、服務に関する事。」を、「(3)学校保健及び衛生の指導及び助言に関する事。」に、「(4)学校運営、学校評価に関する事。」を「(4)特別支援教育に関する指導内容及び方法について、研修及び助言に関する事。」に、「(5)その他学校教育課長が指示する事項に関する事。」を「(5)その他学校経営について、学校教育課長が指示する事項に関する事。」に改めております。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

(1)に略とありますが、どういうことですか。

○ 廣瀬学校教育課長

改正がなかったので、略としております。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

○ 峯教育委員

資料4ページの学校経営指導員の職務の「(2)時津町立小中学校の校長会、教頭会に関する
こと。」がなくなっていますが、別に「時津町立小中学校の校長会、教頭会に関すること。」
が出てきますか。

○ 相川教育長

指導主事が2名から3名に増えたことで、「時津町立小中学校の校長会、教頭会に関する
こと。」は、指導主事が行うこととなりました。

○ 峯教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

○ 天田教育委員

今後の人事異動次第で、またもとに戻るといふこともありますか。

○ 廣瀬学校教育課長

今の体制であればこのままですが、体制に変更があった場合には、状況に応じて改正して
いきます。

○ 天田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第23号、学校教育相談員の設置等に関する要綱及び学校経営指導員の
設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第5回時津町教育委員会会議を閉会します。